小左衛門堂と享保の一揆

(1) What

小左衛門堂之訳、亨保年中村々騒立候節 野尻百姓小左衛門死罪二相成、 亡霊之為村中建之 「国郡志御用二付下しらべ書出帳」 森村

② 原因

宝永五年(1708年)、財政危機にあった広島浅野藩の五代藩主となった 28 才の吉長は機構改革に果敢に取り組んだ殿様であった。藩政改革は勿論だが、地方の改革にも取り組んだ。それは正徳二年(1712年)、これまでの郡方支配を改め「正徳新格」を発布し、有力農民(大庄屋)を藩士待遇にして所無役人や頭庄屋に任命して、地方支配を強めるものであった。これは別の見方からすると村の実情に精通した者に徴税の実務などを業務委託し、収奪をより強めようとしたものである。さらに年貢率を上げ亨保二年から定免制とし、検地の準備もしていた。この様な藩の動きに対し、亨保三年(1718年)三上郡が発端となり領内全域の騒動となった。

③ 特徴

明地及び家老給地村ごとに結集し、行動を起こした。処分も給地ごとに行われた。

④ 東城浅野家御給地7ヶ村の場合

- 3月下旬 川西村を除いた保田、川鳥、田殿、菅、下千鳥、戸宇の各村が 菅に集まる。
- 3月22日 川西村六郎左衛門が広島城下へ嘆願に出かけようとしたが、本村で止められる。
- 3月24日 これを聞いた六カ村の百姓 200 人が集まるが、話を聞いて解 散す。
- 4月 川鳥に6ケ村の百姓200人を集め御救米の提供、御免下げ 等の要求を取り次ぐことを約束。
- 7月3日 川鳥に百姓を集め、この度の要求をかなえることと一揆の責任 者の処分を発表す。
- 7月12日 発頭人として菅 篠原保右衛門、川鳥三草 大原八兵衛、川鳥 土橋十兵衛、田殿 鳥越九衛門の4人を東城下川西友末の川 原で処刑する。

⑤ 明知方の村の場合

7月7日 東城へ関係する村の庄屋、与頭、頭百姓を集めて騒ぎを収めるよう申し渡す。

7月8日 西城で春以来の騒動を吟味、詮議し入牢を命じる。

7月9日 発頭人として森村 野尻小左衛門など小奴可村、下千鳥村、油木村、大屋村の人々合計7人を西城大橋下の河原で処刑する。

川東小田家「郡務拾聚録」天巻(庄原市蔵)

⑥ 結果

藩政史上最大級の農民一揆となり、やむなく「正徳新格」を廃止し郡方支配を元に戻した。農民側も藩全体で処刑者百人余り、取りつぶしの家二百軒という犠牲をだした。それ以降、広島藩では改革に対し消極的となったと言われている。年貢率も近世を通じてほぼ固定されていたのは、百姓が年貢を単に取られるままの存在ではなく、「百姓成立」の判断基準として認め既得権としていたため、改革という名の増税や新税に対しては命がけで反発したのである。

⑦ 犠牲者に対する村人の対応

野尻小左衛門堂、大原八兵衛堂、鳥越九右衛門堂、土橋十兵衛堂建立。小左衛門踊りなどそれぞれお堂の前で供養の踊りをする。

連座した川除籐武は無事放免され、神に感謝し川鳥八幡神社に石の鳥居を宝暦3年(1753年)に寄進した。

農民一揆とは

江戸時代を通じて農民一揆は決して暴動ではなく、統制のとれた作法にも とづいた農民運動でした。作法とは決して人を傷付けたり殺したりしてはな らないし、盗み、火付けも厳しく禁じており、これに反した者は制裁を加え た。但し打ちこわしは暗黙の了解では行われており、悪徳役人や商人宅など の家財道具を壊したりしたようである。

みの笠を付け手には鎌などの農具は持っていたが、武装はせず、集団で意思表示するのが目的だった。非暴力でこのように強訴する農民側に対し、役所側も決して武力で封じ込めることはなく、交渉に応じたのである。

しかし、一揆の原因が何であれ、指導者に対しては獄門などの厳しい決まりがあり、年貢の増徴などを目的とした制度改悪に対しては、百姓が成り立たないというやむにやまれない状況下にのみ一揆は起こされたのである。このように農民の犠牲は伴ったが、状況に応じて罪に問われない場合も多くあったようだ。しかし広島藩の享保3年の一揆に対する処遇は全国的にみても 苛酷であったと言われている。



森にある野尻小左衛門堂









三草大原八兵衛御堂跡石碑

